

整備管理関係（当該営業所に係るもの）



車両台帳（車検証コピー等）

車両管理台帳とは、トラックの車両情報・保険の加入状況や期限等の管理を行うために車検証と自賠責保険証のコピーを綴りが必要です。

整備管理規程

運送事業者は整備管理規程を定める必要があります。
ただし届出等する必要はありません。

整備管理者選任届の控

整備管理者選任届出は選任してから15日以内に届出をする必要があります。
最新の選任届出を準備して下さい

整備管理者（講習）手帳等受講記録（選任者全員分）

運輸支局の整備管理者講習（選任後）を受けた終了証や手帳が必要です。
選任後すぐ：年度内に講習が必要です
選任後：2年に1度、研修が必要です

日常点検表

運行前に実施している日常点検の結果をまとめたものを準備して下さい。
月間記録/車両別や日別/車両別でも大丈夫です。

定期点検整備計画

トラックは3ヶ月点検と12ヶ月点検が必要です。
車両毎に計画を立て、実行するようにしましょう。計画表が必要です

定期点検記録簿

トラックは3ヶ月点検と12ヶ月点検が必要です。
車両毎に計画を立て、実行するようにしましょう。実施結果は整備記録簿となります。
事務所に整備記録簿のコピーを準備してください。

備考